

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について

消防庁では令和2年度から「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討会」(座長:辻裕一東京電機大学教授)を開催し、500キロリットル未満の小規模な屋外貯蔵タンクを対象とした津波・水害対策について検討を行ってきました。

今般、消防庁では当該検討を踏まえ、小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策工法に係るガイドラインを策定しましたので、下記の事項に留意の上、執務上の参考とされるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願い申し上げます。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 津波・水害対策工法の適用について

500キロリットル未満の小規模な屋外貯蔵タンクの所有者等が自主保安として津波・水害対策を講じることを希望する場合は、別紙「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策工法に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)により指導すること。

2 対策工法を施工する場合の手続きについて

ガイドラインに記載される津波・水害対策工法を適用する場合は、(1)又は(2)の手続きが必要となること。なお、いずれの手続きによることとなった場合においても、危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号。以下「政令」という。)第24条第1項第13号の規定にかんがみ、タンク内容液を完全に除去した後に施工すること。

(1) 政令第11条第1項第5号の規定に基づきアンカーボルトにより基礎に固定されているタンクで、対策工法の施工に伴いアンカーボルトを撤去する場合は、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第11条第1項後段の規定による変更許可を要するものであること。

(2) (1)に記載する場合以外の場合は、軽微な変更工事として取り扱うこととするが、事前に工事内容に関する資料を提出させ、対策工法が適切に施工される計画となっていることを確認すること。

(問合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当:鈴木補佐、石井係長、岸事務官

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534